

令和6年1月4日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

## 1 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年11月分) . . . 1
2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局)・5
3. 「令和5年度 整備管理者選任後研修」のご案内 . . . 7
4. 「運行管理者試験事前勉強会」のご案内 . . . 14
5. 「プラン2025目標達成セミナー」のご案内 . . . 15
6. 「令和5年度陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内 . . . 17
7. 「テールゲートリフター特別教育(学科教育)」のご案内 . . . 18
8. 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の  
一部改正について(通知) . . . 20
9. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内 . . . 45
10. 陸災防香川県支部会員の皆様へ . . . 48
11. 会員名簿の変更等について . . . 49

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和5年11月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年11月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和5年11月の運賃指数の概要**

1. 令和5年11月の運賃指数は、前月比3ポイント増、前年同月比5ポイント増の129であった。
2. 11月末現在の求車登録件数は178,232と前年同月比11,908増(7.2%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,494
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	194,800

※令和5年度は令和5年11月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

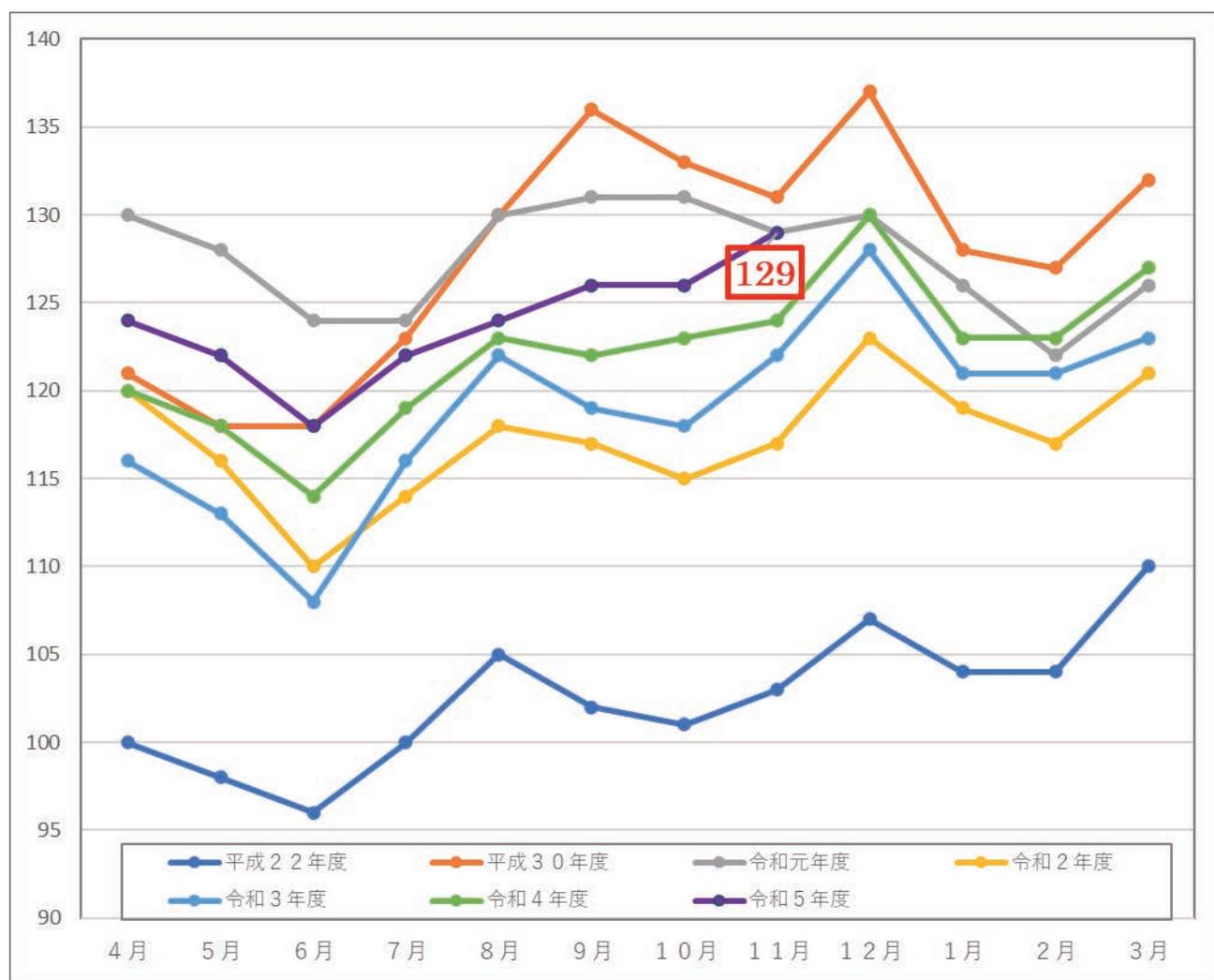
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,070,296

荷物情報 (求車)	令和5年11月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	178,232	11,908	7.2%	18,865	11.8%
成約件数	24,763	-948	-3.7%	-1,607	-6.1%
成約率	13.9%	-1.6ポイント	—	-2.7ポイント	—

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129				

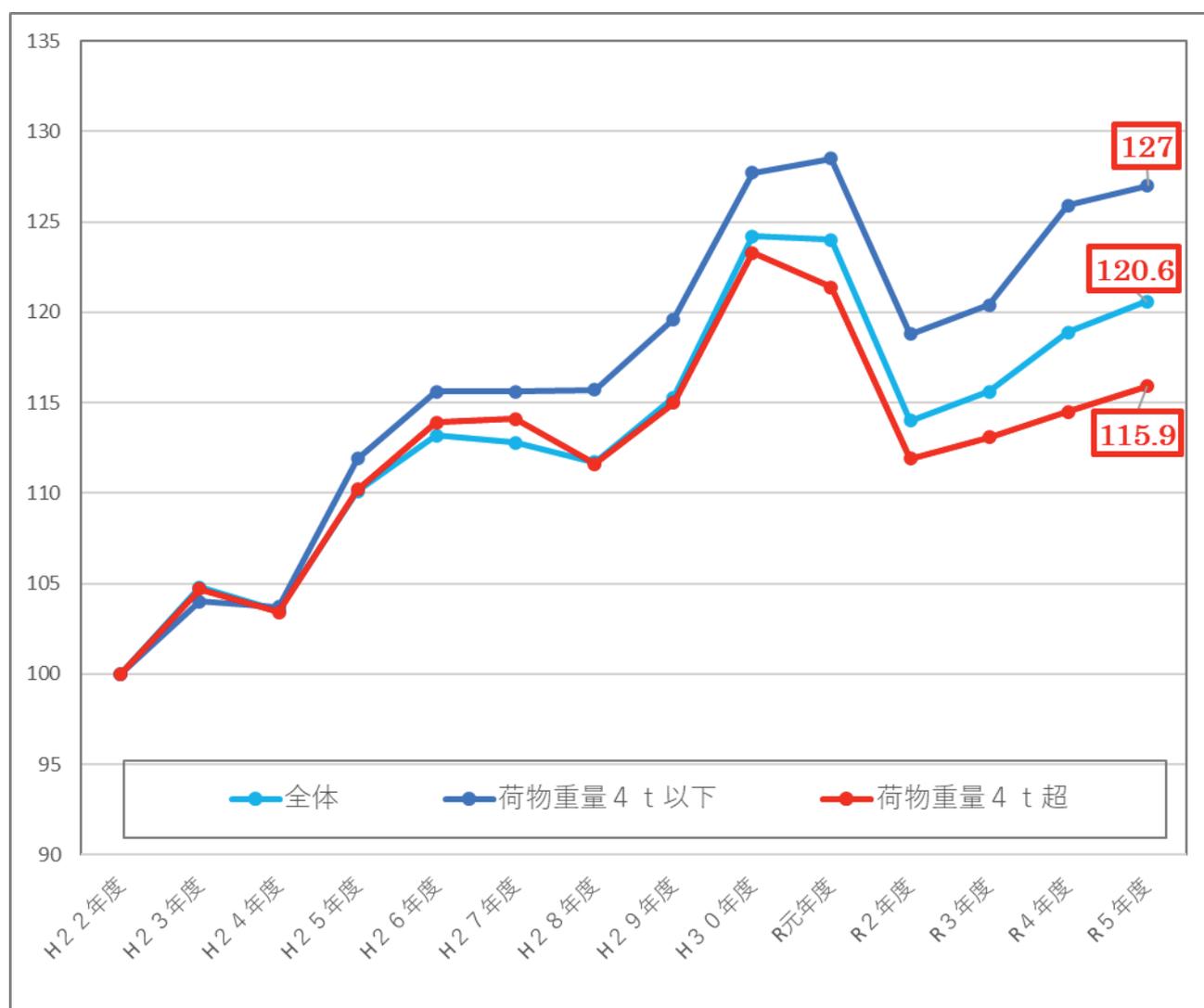


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	120.6
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	127
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	115.9



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 深田  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
事業部 金子  
TEL03-3357-6068

# 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」  
投稿サイト  
(国土交通省HP内)

## 恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。



## 無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。



## 過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



## 異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。



そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附带作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357  
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン  
ポータルサイト  
※内容は順次更新中



# 「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

## 【働きかけ・要請の手順】



## 【働きかけ後の改善事例】

### 依頼(契約)になかった附帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
- 作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



## 【要請後の改善事例】

### 長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
- 「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を「中継地点」として活用」などを実施



## 目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 4. 依頼(契約)になかった附帯作業
  - 5. 依頼と異なる積み込み作業等
  - 6. 依頼にはなかったカベル貼り・検品などの非常作業等
  - 7. 高送料など費用の自己負担等
  - 8. 高価な貨物等(つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど)への対応等
  - 9. 異常気象によるトラブル等
  - 10. その他、コンプライアンス的に問題と見られるもの
- (内容: )  
\*複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

【記入項目と記入例】

- トラックの種類

- トラックの形状

- いつ

- 荷主

- 場所

記入例1 「16時」に到着予定され、実際に着いたのに「3時間」以上待たされた

記入例2 当日、予定にない荷物「2/レット」を追加で積み込まれた

記入例3 「レット荷役」と聞いていたのに「手荷役」だった

記入例4 荷主が高送料を使用した分の料金負担をする条件であったのに「高送料を全負担」してくれなかった

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

## 投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
  - ・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
  - ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
  - ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
  - ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
  - ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
  - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

事務連絡  
令和6年1月4日

会員各位

一般社団法人 香川県トラック協会

### 令和5年度 整備管理者選任後研修のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます

標記研修については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づき実施しておりますが、令和5年度整備管理者選任後研修を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

なお、当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

敬具

#### 記

#### 1. 研修日時及び場所

別紙のとおり

#### 2. 研修内容

- (1) 整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に関する指導教育について
- (7) その他、整備に関する行政情報等(通達)について

#### 3. 研修対象者

整備管理者として既に選任されている方

※また、令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)に標記研修をすでに受講された方は対象外となります。

以上

## 令和5年度整備管理者選任後研修の受講申込についての注意事項

- 当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。  
※「整備管理者選任前研修」とは異なる研修となりますのでご注意ください。
  
- 令和4年度に「整備管理者（選任後）研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。
  
- 令和5年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については令和7年3月31日までに1回目の「整備管理者（選任後）研修」を受講していただければ差し支えありません。
  
- 当研修は「事前申込制」となっており、申し込み状況によっては、希望される日程での受講受付ができない場合がございますので、予めご了承ください。  
※原則として、事前申込がない場合の受講当日の受講希望はお断りいたしております。

## 令和5年度 整備管理者選任後研修 受講申込票

### ○開催日程について

開催地	開催日（希望される日程に○印をつけてください）	
四国運輸局 （会場） 高松サンポート合同庁舎 （南館1階101大会議室） （住所） 高松市サンポート3番33号	午前の部 （定員）85名	・1月25日（木） ・2月16日（金）
	午後の部 ※各回にて独自の定員あり	・1月25日（木）※85名 ・2月2日（金）※85名 ・2月16日（金）※65名
四国交通共済会館 （会場） 3階大ホール （住所） 坂出市番の州公園6番6号	午前の部 （定員）60名	・2月6日（火） ・2月19日（月）
	午後の部 （定員）60名	・2月6日（火） ・2月19日（月）

※2月2日は午後開催のみとなります。

### ○研修時間について

- ・午前の部（受付 9:00～9:30 講習 9:30～12:30）
- ・午後の部（受付 13:00～13:30 講習 13:30～16:30）

### ○受講希望者データ（複数名のお申込みは当様式をコピーして使用ください。）

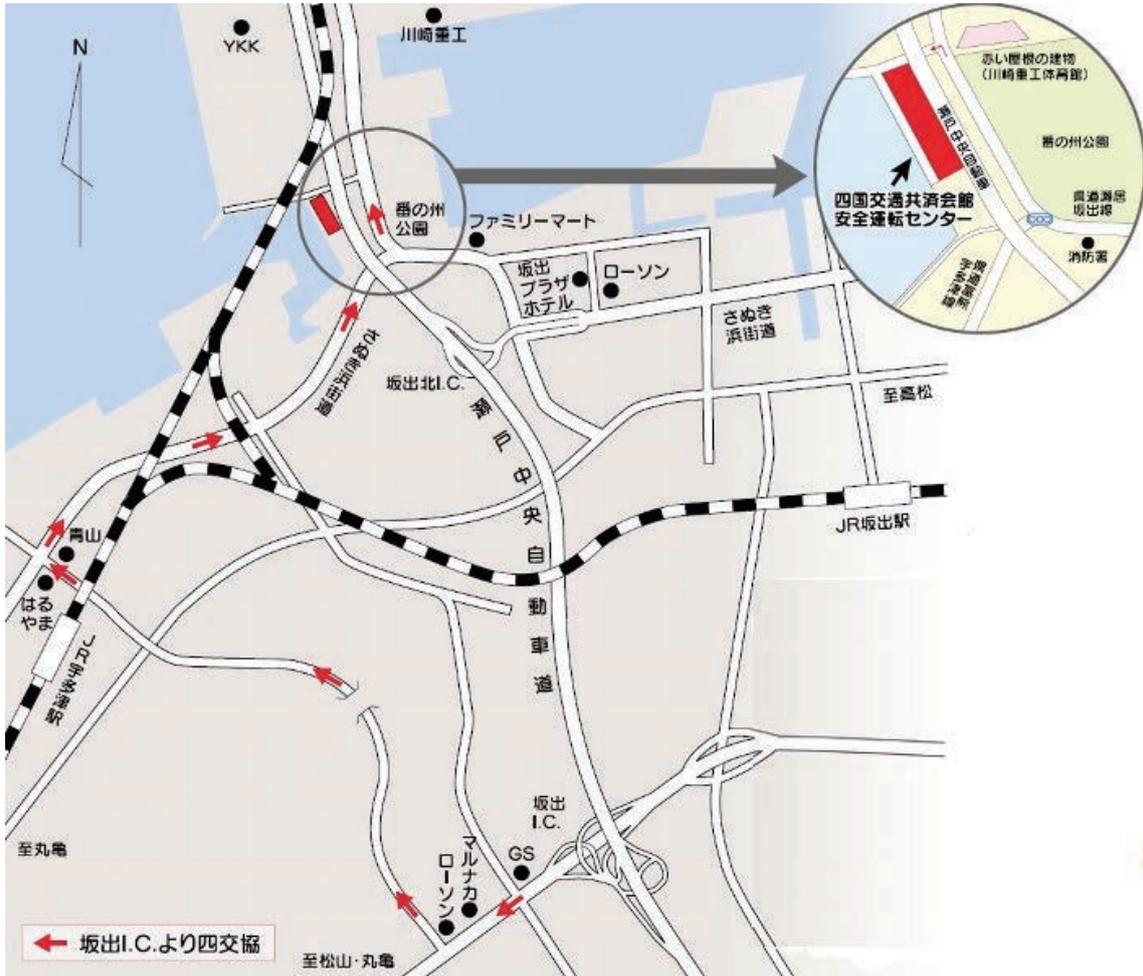
（会社名）	（営業所名）
	（担当者名）
（※）研修受講希望者名	（ふりがな）

※当研修は、整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

※申込締切日 令和6年1月12日（金）協会必着

※問い合わせ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課  
 電話：087-851-6381

受講申込票返信先FAX番号 087-821-4974



## 四国交通共済会館

住所：坂出市番の州公園 6 番 6 号

電話：0877-44-4416

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。

カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：087-882-1355）

までお願いします。



南館 1階 101大会議室



## 整備管理者手帳の持参について

香川県トラック協会では、平成24年度より整備管理者選任後講習を受講された方を対象に「整備管理者手帳」を発行しております。

この度開催されます研修に当該手帳をご持参いただくと、手帳に受講証明印を押印のうえ、お返しいたします。

なお、新たに選任され、これまでに整備管理者選任後研修を受講されたことのない方については受講後に手帳を発行させていただきます。

そのほか、ご不明な点につきましては適正化事業課(087-851-6354)までお問い合わせ下さい。

○既に整備管理者手帳を所有されている方へ○

手帳内にある、氏名・生年月日・現住所等必要事項をご記入いただき、ご持参頂きますようお願い申し上げます。

【整備管理者手帳】



令和6年1月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして下記のとおり開催致しますので、参加をご希望される会員事業者様は参加申込票をご記入の上、1月26日(金)までにご返信下さい。

なお、当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までにお申込み願いますと共に、勉強会当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させて戴きますので、ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありません  
ので、ご注意ください。

敬 具

### 記

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 1. 日 時 | 令和6年2月8日(木) 9:00~18:20<br>※8:30~受付 |
| 2. 場 所 | 高松国際ホテル 2階「玉藻の間」<br>高松市木太町2191-1   |
| 3. 内 容 | 運管試験に向けての対策等                       |
| 4. 講 師 | ヤマト・スタッフ・サプライ(株) ご担当者              |

---

## 参 加 申 込 票

会 社 名 : \_\_\_\_\_

受 講 者 名 : \_\_\_\_\_

※香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

事務連絡  
令和6年1月5日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣

### 「プラン2025目標達成セミナー」の開催について

平素は、当協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、全日本トラック協会では、令和7（2025）年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を970人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数と重傷者数の合計を車両台数1万台あたり「6.5人以下」とすることを全都道府県の共有目標とする「トラック事業における総合安全プラン2025（プラン2025）」を策定したところです。

この数値目標を達成するため、「プラン2025」の内容と「交差点事故」・「追突事故」の防止を中心テーマに、最新の情報を織り込んだ事故防止対策についてご理解いただくとともに、出席者同士の小集団での情報交換をおこない、自社での事故防止活動のヒントを見つけていただくためのセミナーを実施致します。

つきましては、業務ご多用の折とは存じますが、是非ともセミナーにご参加賜りたくよろしくお願い致します。

### 記

1. 日 時 令和5年2月9日（金）13：30～16：30（予定）
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
3. 内 容 (1)「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」（1時間程度）  
(2)グループディスカッション（1.5時間程度）※  
※出席者より情報交換の進行役を決める予定です。  
(3)まとめ、アンケート記入（20分程度）
4. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 担当者
5. 対 象 者 経営者および管理者（現場での安全を管理される方）等
6. 募集人数 定員30名（先着順。定員になり次第、締め切ります）
7. 申込方法 「参加申込書」にご記入の上、1月23日までにFAXでご返信ください。
8. 問 合 先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当：明石）  
電話番号 087-851-6381

以上

香川県トラック協会 管理課 あて  
（【返信先FAX番号】 087-821-4974）

「プラン2025目標達成セミナー ～あらたな事故削減目標への取り組み～」  
参加申込書

事業者名 支店・営業所名		(申込担当者 )
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ③	所属・役職	
	氏 名	

(注1) 1社最大3名までとさせていただきます。

(注2) 定員30名になり次第、締め切らせて頂きます。

(注3) 新型コロナウイルス対策のため、以下の点にご注意ください。

- ・当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。
- ・会場内では必ずマスクを着用していただき、熱中症対策に飲み物をご準備ください。
- ・会場内のエレベーターをご利用の際は、少人数で、会話を控えるようにしてください。
- ・メモを取る場面がありますので、筆記用具を必ずご持参ください。
- ・なお、セミナー講師は、日常より感染予防のため十分な対策をとっております。

**【締切日】 令和6年1月22日（月）**



参加費  
無料

## 陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の申請対象研修となります。

運輸安全マネジメントは輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全マネジメントは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していかなければなりません。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効果的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、リスクアセスメントの手法について解説します。

開催日時： 令和6年2月2日(金)13:30～16:30

開催場所： 香川県トラック総合会館 5階大会議室

講師： 陸災防本部 安全管理士 遠藤 聡 氏

定員： 40名(先着順)

内容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)  
(2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)  
(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を交付します。

問合せ先： 陸災防香川県支部 TEL 087-851-6251 ※申込期限：令和6年1月19日(金)

### 参加申込書 (送信先FAX 087-821-4974)

参加者氏名	ふりがな	ふりがな
	①	②
事業場名		
所在地	〒 ー	
電話・担当者氏名	TEL( ) ー	ご担当者

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーに関する情報提供以外には使用いたしません。

## 『テールゲートリフター特別教育(学科教育)』開催のご案内

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなります。

特別教育は、企業内で学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者が実施することが原則となっておりますが、外部研修機関等が行う特別教育を受講する方法も認められています。

それに伴い、陸災防香川県支部では特別教育のうち、学科教育（4時間）を実施しますので是非、受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 令和6年2月21日(水)  
9:30~15:40(予定) ※11:45~12:45昼休憩
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 定 員 30名(先着順です。)定員に達し次第締め切ります。  
※15名に達しない場合は延期となる場合もあります。
4. 受講料 会 員： 8,800円(テキスト代・消費税込)  
非会員： 11,000円(テキスト代・消費税込)



### 5. カリキュラム

	科 目	範 囲	講習時間
学科 教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法、 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に 関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類、構造及び取扱 い方法、保護帽の着用、災害防止	2時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

6. 配布資料 (1)テールゲートリフター作業必携  
(2)テールゲートリフター安全作業ハンドブック  
(3)「実技教育のポイント」動画教材アクセス用URL  
※実技教育（2時間）は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した動画教材「実技教育のポイント」をご紹介します。

7. 申込方法 お電話でのご予約が先着となります。  
その後、申込書にご記入の上、返信用封筒1部(実施案内等送付用84円切手貼付)・免許証(写)を添えて陸災防香川県支部宛てお申込み下さい。後日、受講票等送付します。

8. 問合せ先 陸災防香川県支部 TEL:087-851-6251

## テールゲートリフター特別教育(学科教育) 受講申込書

	受 講 日	陸災防香川県支部(香川県トラック協会) 会員・非会員の別	
	令和 年 月 日	会 員 ・ 非 会 員	
事業場名			
所在地	〒           —  連絡先(TEL)                   —           —		
代表者名		担当者名	

【 受講者氏名等 】 ※印の欄は記入しないでください。

※受講 番号	フリガナ	生年月日	※受講証明証番号	備 考
	受講者氏名			
		昭和 ・ 平成      年 月 日		
		昭和 ・ 平成      年 月 日		
		昭和 ・ 平成      年 月 日		
		昭和 ・ 平成      年 月 日		
		昭和 ・ 平成      年 月 日		

※本人確認の為、自動車運転免許証(写)を添付してください。

※受講申込書にご記入いただいた情報は、本講習及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

令和      年      月      日

陸運労災防止協会 香川県支部長殿

個 情 第 2850 号  
基 発 1027 第 4 号  
令 和 5 年 10 月 27 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り  
扱うに当たっての留意事項の一部改正について(通知)

雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号。別添1)の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(平成29年5月29日付け個情第752号、基発0529第6号。以下「留意事項」という。)を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の一部が令和4年1月1日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和4年4月1日及び令和5年4月1日から施行されたことに伴い、留意事項について、別添2のとおり一部改正を行い、別添3のとおり定めました。

これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。



## 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）

平成 28 年 11 月  
（令和 4 年 9 月一部改正）  
個人情報保護委員会

※ガイドライン全文は、以下の URL からご確認ください。  
[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc\\_Guide](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide)

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

## 第1 趣旨

この留意事項は、雇用管理分野における労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」という。）に定める措置の実施に当たって、事業者において適切に取り扱われるよう、特に留意すべき事項を定めるものである。

なお、事業者は、この留意事項に記載のない事項等については、ガイドライン、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）をそれぞれ参照されたい。

## 第2 健康情報の定義

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項及びガイドライン2-1に定める個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。

この健康情報については、法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」（注）に該当する場合が多い。なお、要配慮個人情報に該当しない健康情報についても、労働者に関する機微な情報が含まれ得ること等から、要配慮個人情報に準じて取り扱うことが望ましい。

- (1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者（以下「産業保健業務従事者」という。）が労働者の健康管理等を通じて得た

## 情報

- (2) 安衛法第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
- (3) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項及び第 66 条の 2 の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果
- (4) 安衛法第 66 条の 4 の規定に基づき事業者が医師又は歯科医師から聴取した意見及び安衛法第 66 条の 5 第 1 項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容
- (5) 安衛法第 66 条の 7 の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容
- (6) 安衛法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項及び第 66 条の 8 の 4 第 1 項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果並びに安衛法第 66 条の 8 第 2 項（第 66 条の 8 の 2 第 2 項及び第 66 条の 8 の 4 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果
- (7) 安衛法第 66 条の 8 第 4 項（第 66 条の 8 の 2 第 2 項及び第 66 条の 8 の 4 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び安衛法第 66 条の 8 第 5 項（第 66 条の 8 の 2 第 2 項及び第 66 条の 8 の 4 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容
- (8) 安衛法第 66 条の 9 の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
- (9) 安衛法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果
- (10) 安衛法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果
- (11) 安衛法第 66 条の 10 第 5 項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第 6 項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容
- (12) 安衛法第 69 条第 1 項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- (13) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 27 条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (18) (1) から (17) までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人

の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

(注) 個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）においては、法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」の取得（法第20条第2項）及び個人データの第三者提供（法第27条第1項）をするに当たっては、原則として本人の同意が必要である。なお、「要配慮個人情報」については、法第27条第2項の規定による第三者提供（第三者への提供を利用目的とすること等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供すること。）は認められない。

また、例えば、次のような場合には、健康情報の取得及び第三者提供に際して、本人の同意は必要ない。

(a) 事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得し、又は第三者に提供する場合（法第20条第2項第1号、第27条第1項第1号）

(b) 法第27条第5項第1号から第3号までに掲げる第三者に該当しない場合（例：事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等）

### 第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

#### 1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方

(1) 第2の(1)から(18)までに挙げた健康情報のうち要配慮個人情報に該当するものについては、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれがあるため、事業者において、その取扱いに特に配慮を要する。要配慮個人情報に該当しない健康情報についても、第2のとおり、労働者に関する機微な情報が含まれ得ること等から、要配慮個人情報に準じて取り扱うことが望ましい。

(2) 事業者は、健康情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。また、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、健康情報を取り扱ってはならない。

なお、安衛法第104条第1項に基づき、事業者は、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の健康情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 法第 19 条に規定する不適正な利用の禁止に関する事項（ガイドライン 3-2 関係）

事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により健康情報を利用してはならない。
- 3 法第 20 条に規定する適正な取得及び法第 21 条に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項（ガイドライン 3-3 関係）
  - (1) 事業者は、法令に基づく場合等を除き、労働者の健康情報のうち要配慮個人情報に該当するものを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
  - (2) また、事業者は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合等を除き、あらかじめ、本人に利用目的を明示しなければならない。
  - (3) 安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。
- 4 法第 23 条に規定する安全管理措置及び法第 24 条に規定する従業者の監督に関する事項（ガイドライン 3-4-2 及び 3-4-3 関係）
  - (1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
  - (2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させるときは、当該健康情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。
  - (3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。
  - (4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、

事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせるときは、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。

- (a) 当該者には安衛法第 105 条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。
  - (b) ストレスチェック結果の取扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。
  - (c) ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。
- (5) インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。
- (a) 個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。
  - (b) 本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。

## 5 法第 25 条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン 3-4-4 関係）

健康診断、ストレスチェック、面接指導又は健康保持増進措置の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、あらかじめ確認しなければならない。

## 6 法第 26 条に規定する漏えい等の報告等に関する事項（ガイドライン 3-5 関係）

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合には、漏えい等事案の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

### (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずること。

### (2) 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずること。

(3) 影響範囲の特定

上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずること。

(4) 再発防止策の検討及び実施

上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずること。

(5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第7条各号に定める事態を知ったときは、ガイドライン3-5-3に従って、個人情報保護委員会に報告するとともに、ガイドライン3-5-4に従って、本人への通知等を行わなければならない。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

7 法第27条第1項に規定する第三者提供に関する本人の同意等に関する事項(ガイドライン3-6関係)

(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第27条の第三者提供に該当するため、医療機関は、原則として労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

(2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断並びに安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第66条の3、第66条の4、第66条の8第3項及び第4項(第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。)において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、安衛法第66条の6において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者へ報告(提供)されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関に

これらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報等を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、7 (2) に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第 66 条の 10 第 3 項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項又は第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、7 (2) に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 45 条第 10 項及び第 14

項において、派遣先事業者が安衛法第 66 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第 66 条の 4 の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、法第 27 条に基づき、原則として健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等法第 27 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合においては、健康情報の提供を受ける者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 27 条第 3 項及び第 4 項並びに健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 150 条第 2 項及び第 3 項その他の医療保険各法の規定において、医療保険者は、事業者に対し、健康診断に関する記録の写し（高確法第 27 条第 3 項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 2 条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、健保法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第 2 条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他健保法第 150 条第 1 項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。）の提供を求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、当該記録の写しを提供しなければならないとされている。このため、事業者が、これらの規定に基づき医療保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供する場合は、法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

## 8 法第 33 条に規定する保有個人データの開示に関する事項（ガイドライン 3-8-2 関係）

事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第 66 条の 8 第 3 項（第 66 条の 8 の 2 第 2 項及び第 66 条の 8 の 4 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）及び第 66 条

の 10 第 4 項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報等の情報であって保有個人データに該当するものについては、本人から開示の請求があった場合は、原則として電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該事業者の定める方法のうち本人が請求した方法により、遅滞なく、開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第 33 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

#### 9 法第 40 条に規定する苦情の処理に関する事項（ガイドライン 3-9 関係）

ガイドライン 3-9 に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。

#### 10 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

(1) 事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン 3-8 に掲げるもののほか、次に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程等に従って取り扱わせることが望ましい。

(a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること

(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること

(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること

(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること

(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること

(2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。

(3) HIV 感染症や B 型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾病に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる。

(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイダンスの内容についても留意することが期待されている。

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別添3</p> <p>雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この留意事項は、雇用管理分野における労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」という。）に定める措置の実施に<u>当たって、事業者において適切に取り扱われるよう、特に留意すべき事項を定めるものである。</u></p> <p><u>なお、事業者は、この留意事項に記載のない事項等については、ガイドライン、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）をそれぞれ参照されたい。</u></p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p>雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この留意事項は、雇用管理分野における労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月個人情報保護委員会。以下「ガイドライン」という。）に定める措置の実施にあたって、「<u>雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について</u>」（平成16年10月29日付け基発第1029009号。以下「旧留意事項通達」という。）における規律水準と比較して変更はなく、事業者においてこれまでと同様に適切に取り扱われるよう、引き続き留意すべき事項を定めるものである。</p>

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

第2 健康情報の定義	第2 健康情報の定義
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項及びガイドライン2-1に定める個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>この健康情報については、法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」（注）に該当する場合が多い。なお、<u>要配慮個人情報に該当しない健康情報についても、労働者に関する機微な情報が含まれ得ること等から、要配慮個人情報に準じて取り扱うことが望ましい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者（以下「産業保健業務従事者」という。）が労働者の健康管理等を通じて得た情報</li> <li>(2) 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</li> <li>(3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果</li> <li>(4) 安衛法第66条の4の規定に基づき事業者が医師又は歯科医師から聴取した意見及び安衛法第66条の5第1項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容</li> <li>(5) 安衛法第66条の7の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容</li> <li>(6) 安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果並びに安衛法第66条の8第2項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果</li> </ol>	<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項及びガイドライン2-1に定める個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。<u>なお、この健康情報については、法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」（注）に該当するが、健康情報の取扱いについては、旧留意事項通達における規律水準と比較して変更はない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者（以下「産業保健業務従事者」という。）が労働者の健康管理等を通じて得た情報</li> <li>(2) 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果</li> <li>(3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果</li> <li>(4) 安衛法第66条の4の規定に基づき事業者が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容</li> <li>(5) 安衛法第66条の7の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容</li> <li>(6) 安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果並びに安衛法第66条の8第2項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果</li> </ol>

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p>(7) <u>安衛法第66条の8第4項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び安衛法第66条の8第5項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</u></p> <p>(8) 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果</p> <p>(9) 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果</p> <p>(10) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果</p> <p>(11) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</p> <p>(12) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等</p> <p>(13) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果</p> <p>(14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報</p> <p>(15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報</p> <p>(16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報</p> <p>(17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報</p> <p>(18) (1) から (17) までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報</p> <p>(注) <u>個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）においては、法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」の取得（法第20条第2項）及び個人データの第三者提供（法第27</u></p>	<p>(7) <u>安衛法第66条の8第4項、第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見並びに安衛法第66条の8第5項、第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</u></p> <p>(8) 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果</p> <p>(9) 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果</p> <p>(10) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果</p> <p>(11) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容</p> <p>(12) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等</p> <p>(13) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果</p> <p>(14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報</p> <p>(15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報</p> <p>(16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報</p> <p>(17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報</p> <p>(18) (1) から (17) までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報</p> <p>(注) <u>法第2条第3項及びガイドライン2-3に定める「要配慮個人情報」については、取得に当たって本人の同意が必要であるほか、第三者提供に当たっても、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2</u></p>
---	---

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

条第1項をするに当たっては、原則として本人の同意が必要である。なお、「要配慮個人情報」については、法第27条第2項の規定による第三者提供（第三者への提供を利用目的とすること等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供すること。）は認められない。

また、例えば、次のような場合には、健康情報の取得及び第三者提供に際して、本人の同意は必要ない。

- (a) 事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得し、又は第三者に提供する場合（法第20条第2項第1号、第27条第1項第1号）
- (b) 法第27条第5項第1号から第3号までに掲げる第三者に該当しない場合（例：事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等）

項の規定による第三者提供（第三者への提供を利用目的とすること等をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供すること。オプトアウトによる第三者提供という。）は認められないことから、旧留意事項通達における健康情報の取扱いの規律水準と比較して変更はない。

また、以下のような場合には、健康情報の取扱いについては旧留意事項通達における取扱いと同様に取得及び第三者提供に際して、本人の同意は必要ない。

- (a) 事業者が、法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得又は第三者に提供する場合
- (b) 法第23条第5項第1号から第3号に掲げる第三者に該当しない場合（例：事業者が医療保険者と共同で健康診断を実施する場合において、健康情報が共同して利用する者に提供される場合等）

## 第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

## 1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方

(1) 第2の(1)から(18)までに挙げた健康情報のうち要配慮個人情報に該当するものについては、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれがあるため、事業者において、その取扱いに特に配慮を要する。要配慮個人情報に該当しない健康情報についても、第2のとおり、労働者に関する機微な情報が含まれ得ること等から、要配慮個人情報に準じて取り扱うことが望ましい。

(2) 事業者は、健康情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。また、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超え

## 第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

## 1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方

(1) 第2の(1)から(18)に挙げた健康情報については労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある要配慮個人情報であるため、事業者においては健康情報の取扱いに特に配慮を要する。

(2) 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p><u>て、健康情報を取り扱ってはならない。</u></p> <p><u>なお、安衛法第104条第1項に基づき、事業者は、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の健康情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 法第19条に規定する不適正な利用の禁止に関する事項（ガイドライン3-2関係）</u></p> <p><u>事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により健康情報を利用してはならない。</u></p> <p><u>3 法第20条に規定する適正な取得及び法第21条に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項（ガイドライン3-3関係）</u></p> <p>(1) <u>事業者は、法令に基づく場合等を除き、労働者の健康情報のうち要配慮個人情報に該当するものを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>(2) <u>また、事業者は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合等を除き、あらかじめ、本人に利用目的を明示しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>2 法第17条に規定する適正な取得及び法第18条に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項（ガイドライン3-2関係）</u></p> <p>(1) <u>事業者は、法令に基づく場合等を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>(2) <u>また、事業者は、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等を除き、本人に利用目的を明示しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。</u></p>
--	--

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

## 4 法第23条に規定する安全管理措置及び法第24条に規定する従業員の監督に関する事項（ガイドライン3-4-2及び3-4-3関係）

- (1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
- (2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させるときは、当該健康情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。
- (3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。
- (4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせるときは、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。
- (a) 当該者には安衛法第105条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。
- (b) ストレスチェック結果の取扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。
- (c) ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはなら

## 3 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従業員の監督に関する事項（ガイドライン3-3-2及び3-3-3関係）

- (1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
- (2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。
- (3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。
- (4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。
- (a) 当該者には安衛法第105条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。
- (b) ストレスチェック結果の取扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。
- (c) ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはなら

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p>ないこと。</p> <p>(5) インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。</p> <p>(a) 個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。</p> <p>(b) 本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。</p> <p><u>5 法第25条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン3-4-4関係）</u></p> <p>健康診断、ストレスチェック、面接指導又は健康保持増進措置の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、あらかじめ確認しなければならない。</p> <p><u>6 法第26条に規定する漏えい等の報告等に関する事項（ガイドライン3-5関係）</u></p> <p><u>事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合には、漏えい等事案の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止</u></p> <p><u>責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 事実関係の調査及び原因の究明</u></p> <p><u>漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>ないこと。</p> <p>(5) インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。</p> <p>(a) 個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。</p> <p>(b) 本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することのできる者の制限がなされていること。</p> <p><u>4 法第22条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン3-3-4関係）</u></p> <p>健康診断、ストレスチェック、面接指導又は健康保持増進措置の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、あらかじめ確認しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	--

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p>(3) <u>影響範囲の特定</u>  <u>上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>再発防止策の検討及び実施</u>  <u>上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知</u>  <u>個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第7条各号に定める事態を知ったときは、ガイドライン3-5-3に従って、個人情報保護委員会に報告するとともに、ガイドライン3-5-4に従って、本人への通知等を行わなければならない。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。</u></p> <p>7 法第27条第1項に規定する第三者提供に関する本人の同意等に関する事項(ガイドライン3-6関係)</p> <p>(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、<u>法第27条の第三者提供に該当するため、医療機関は、原則として労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</u></p> <p>(2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断並びに安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委</p>	<p>5 法第23条第1項に規定する第三者提供に関する本人の同意等に関する事項(ガイドライン3-4関係)</p> <p>(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、<u>法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。</u></p> <p>(2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断並びに安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委</p>
--	---

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第66条の3、第66条の4、第66条の8第3項及び第4項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、安衛法第66条の6において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

(3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、7（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第66条の10第3項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当

託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第66条の3、第66条の4、第66条の8第3項及び第4項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第66条の6において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

(3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、5（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第66条の10第3項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、7（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。

- （4）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第45条第10項及び第14項において、派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第

するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5（2）に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。

- （4）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第45条第10項及び第14項において、派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、法第27条に基づき、原則として健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等法第27条第5項第1号から第3号までに掲げる場合においては、健康情報の提供を受ける者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第27条第3項及び第4項並びに健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第150条第2項及び第3項その他の医療保険各法の規定において、医療保険者は、事業者に対し、健康診断に関する記録の写し（高確法第27条第3項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、健保法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他健保法第150条第1項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。）の提供を求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、当該記録の写しを提供しなければならないとされている。このため、事業者が、これらの規定に基づき医療保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供する場合は、法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第23条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等法第23条第5項第1号から第3号に掲げる場合においては、健康情報の提供を受ける者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第2項及び第3項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。

なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p><u>8</u> 法第33条に規定する保有個人データの開示に関する事項（ガイドライン3-8-2関係）</p> <p>事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報等の情報であって保有個人データに該当するものについては、本人から開示の請求があった場合は、原則として電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該事業者の定める方法のうち本人が請求した方法により、遅滞なく、開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第33条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p><u>9</u> 法第40条に規定する苦情の処理に関する事項（ガイドライン3-9関係）</p> <p>ガイドライン3-9に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p><u>10</u> その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン3-8に掲げるもののほか、次に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該</p>	<p>報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となる。</p> <p><u>6</u> 法第28条に規定する保有個人データの開示に関する事項（ガイドライン3-5-2関係）</p> <p>事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項（第66条の8の2第2項及び第66条の8の4第2項の規定により準用する場合を含む。）及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p><u>7</u> 法第35条に規定する苦情の処理に関する事項（ガイドライン3-6関係）</p> <p>ガイドライン3-6に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。</p> <p><u>8</u> その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン3-5に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当</p>
---	--

## 雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 新旧対照表

<p>規程等に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1)の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(3) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる。</p> <p>(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイダンスの内容についても留意することが期待されている。</p>	<p>該規程に従って取り扱わせることが望ましい。</p> <p>(a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること</p> <p>(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること</p> <p>(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること</p> <p>(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること</p> <p>(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 事業者は、(1)の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(3) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる。</p> <p>(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイダンスの内容についても留意することが期待されている。</p>
---	---

令和6年1月4日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

#### ※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

#### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 <del>令和5年</del> 4月13日(木)	第8回 <del>令和5年</del> 11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年 1月25日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 2月8日(木)
第4回 7月13日(木)	第11回 3月28日(木)
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 <del>令和5年</del> 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月2日(木)	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。  
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。  
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和5年 4月13日(木)		終了	令和5年 11月30日(木)
終了	4月27日(木)			令和6年 1月25日(木)
終了	6月 1日(木)			2月 8日(木)
終了	7月13日(木)			3月28日(木)
終了	8月24日(木)			
終了	9月21日(木)			
終了	10月19日(木)			

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和5年 5月11日(木)			令和6年 1月18日(木)
終了	7月 6日(木)			3月14日(木)
終了	9月14日(木)			
終了	11月2日(木)			

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。  
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

### ○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部  
▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



# 会員名簿の変更等について

令和6年1月1日

当協会発行の会員名簿（令和5年度版）について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
18	有限会社 林建設工業	【 入 会 】 代表者 林 剛史 所在地 〒766-0002 香川県仲多度郡琴平町389-7 TEL (0877) 73-2761 FAX (0877) 73-2797
21	有限会社 香川通商	【 変 更 】 代表者 矢野 真弓
24	株式会社 広真物流	【 変 更 】 代表者 平井 議顕

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛（TEL：087-851-6381）ご連絡下